

令和6年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月17日（火） 11時45分から
- 2 場 所 大網白里市保健文化センター 2階 会議室
- 3 出席者 別紙委員名簿のとおり
- 4 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 席次
 - ・ 大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領
 - ・ 資料1 大網白里市コミュニティバス共通回数券の新料金区分の設定について
 - ・ 参考 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1 開会

（事務局：久保）

先ほどは、第3回活性化協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

これより、コミュニティバスの共通回数券の新料金区分の設定について、ご協議いただければと思います。

それでは、会議開会に先立ちまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

～配付資料について確認～

それでは、次第に沿いまして、進めさせていただきます。

2 議題

（事務局：久保）

それでは、これより議題に入りますが、分科会設置要領第6条第1項の規定に基づき、議長は、企画政策課長の飯高が務めさせていただきます。

（分科会長）

それでは、設置要領に基づき、議長を務めさせていただきます。早速議題に入らせていただきます。議題（1）コミュニティバスの共通回数券の新料金区分の設定について事務局の説明をお願いします。

（事務局：齋藤（裕））

それでは議題「大網白里市コミュニティバス共通回数券の新料金区分の設定について」説明致します。

本市では、コミュニティバスの利用促進のため、令和4年11月より、コミュニティバスで利用できる共通回数券の販売を行っております。

また、白里地区コミュニティバスにつきましては、この4月より、増穂地区のスーパー

カスミに停留所を設置し、多くの方にご利用いただいているところでして、カスミ利用者による回数券の需要が見込まれているところです。

このため、新たに１５０円の回数券の販売をしたいと考えております。

資料１の（１）をご覧ください。先ほど協議会にて説明いたしましたが、新たに運賃を設定する場合や、回数券を販売する場合は、市民・利用者・利害関係者の意向を確認する機会を与えるため、公聴会やパブリックコメントを実施することが義務づけられております。（１）にありますとおり、当市は１１月１日～１１月３０日までパブリックコメントを実施しましたところ、意見等はありませんでした。

次に（２）共通回数券の新料金区分につきましては、表中赤字のとおり、１５０円券×１１枚綴りを新たに販売、料金は１，５００円としています。

以上の内容で、令和７年４月より１５０円券の販売を開始する予定です。

なお、本件について承認をいただいた後、【参考】と書かれた「道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる協議が調っていることの証明書」を運行事業者である秋葉タクシー様より国へ提出いただく予定です。

事務局からの説明は以上となります。

（永田委員）

なぜ、３００円券の販売ではなく、１５０円券の販売を行うのですか？

（事務局：齋藤（裕））

カスミから大網市街地・白里地区への基本運賃は３００円ですが、免許返納者等、運賃割引適用者の利用が多くなっているため、１５０円券の販売を考えております。

～その他 意見等～ 特に無し

（分科会長）

それでは、本議案について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

＝異議なしの声＝

3 その他

（分科会長）

次に３のその他に移ります。委員の皆様及び事務局から何かございますか。

＝発言等なし＝

4 閉会

（事務局：久保）

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、また長時間にわたるご協議、ありがとうございました。以上をもちまして、令和６年度第１回大網白里市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

終了：１２：００